

令和 7 年度宮古島市介護予防・日常生活支援総合事業
短期集中予防訪問型サービスC事業委託仕様書

1 目的

宮古島市介護予防・日常生活支援総合事業実施に関する規則に基づき、運動器の機能低下による生活機能の低下が認められる者に対し、リハビリテーション専門職が短期集中的に適切な助言や指導を行うことで、高齢者が心身機能を改善し、生活行為における活動や参加を促進すると共に、自立した生活を送ることができるよう支援することを目的とする。

2 利用対象者

基本チェックリストで判断された介護予防・生活支援サービス事業対象者で、介護予防ケアマネジメントの結果、心身の状況のため通所 C への参加が困難で、訪問による介護予防の取り組みが必要と判断された者。

3 業務内容

(1)事前調整会議の実施

市担当者、ケアマネジャー及び受託事業所のリハビリテーション専門職で実施する。ケアプランより対象者の情報共有を行い、本事業への参加可否を決定する。

また、初回訪問の日程調整と確認事項を把握する。

(2)初回訪問の実施

初回訪問ではリハビリテーション専門職により下記ア～ウを実施する。

ア 対象者の身体機能の大まかな把握、屋内外の環境、家への出入りや歩行の様子など日常生活に支障のある生活行為を評価する。

イ 対象者の 3 ヶ月後の目標を明確にする。

ウ ア、イを元に個別リハビリ計画書を作成する。

(3)運動プログラムの実施

個別リハビリ計画書を元にリハビリテーション専門職による運動プログラムを実施する。訪問 C では、IADL がうまくできない要因に焦点をあて、在宅で

の動作の仕方や道具の工夫など環境調整を行い、対象者自身が自ら課題解決に取り組めるよう支援していく。

※運動プログラムにおける留意点

ア 事業目的から運動マシンの利用や治療（ホットパック等の物理療法や関節可動域訓練等）、マッサージの提供は実施しない。

イ 対象者が自主訓練や自身の体調管理に取り組めるようセルフケアを支援する。

(4)モニタリングの実施

目標達成が遂行できるよう、毎月、実施状況のモニタリングを行う。プログラムの中で、対象者と目標の確認を行い、自宅での運動メニューの提供と実施状況を確認する。事業終了時には、参加状況、生活機能改善状況、効果測定などの評価を担当者会議で共有するとともに、継続して運動を行えるように配慮する。

(5)サービス評価票の作成

事前調整会議やサービス継続・終了に関する担当者会議の結果を基に作成し、サービス開始月および事業終了月（サービス開始から3ヶ月後）に、実績報告と併せて提出する。また、モニタリングの結果、事業継続となった場合も事業継続開始月および事業終了月に提出する。

4 実施回数・時間

(1)実施回数

一週間に最大2回の3ヶ月間を目安とするが、モニタリングの結果事業継続が必要とされた場合は、6ヶ月を上限として継続することができる。

(2)実施時間

1回1～2時間（移動時間込み）

5 委託料

(1)一人あたり1回利用で4,000円とする。

(2)調整会議参加費

事前調整会議やサービス継続・終了に関する担当者会議に参加した場合は、

1 回あたり 3,000 円を支払う。

(3) 事前事後事務費用

サービス評価票の提出があった際は、そのつど 1 回 3,000 円を支払う。

6 実施場所

サービス提供は、対象者の居住する在宅で行い、事前調整会議やモニタリング後の担当者会議は、担当者間で協議し決定する。

7 実施主体

宮古島市高齢者支援課とする。事業の実施・運営については、サービス内容及び利用者の決定を除き、適切な事業が確保できると認められる法人等に委託する。

8 委託事業所の要件

令和 7 年 4 月 1 日時点で、指定を受けている介護保険サービスの訪問リハビリテーションを実施している事業所であること。

9 関係機関との連携

必要に応じて主治医、他サービス提供機関との十分な連携をとるものとする。

10 業務に関する情報管理

本事業において知り得た情報および本事業に関する一切の資料について、地域ケア会議及び定期カンファレンス以外の場面において、当該事業でいう甲乙以外の外部に公開しないこと。

11 事業実施にあたっての留意点

対象者にわかりやすい形で、プログラムの内容・進め方・効果、プログラムに伴うリスク、緊急時の対応を説明し、対象者から同意を得る。

12 市への報告

実績報告書を翌月 13 日までに提出し、請求書を翌月 15 日までに提出とする。3 月実施分は当年 3 月 31 日までに提出とする。